

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

申請受付期間を延長します

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請受付期間を、平成27年1月5日まで延長します。給付金の支給対象となる可能性のある方には、6月下旬に案内を送付しておりますので、再度、案内を確認いただき、支給要件を満たす場合は受付期間内にお手続きください。

受付期間 平成27年1月5日（月）まで

受付窓口 白鷹町健康福祉課（白鷹町健康福祉センター内）

必要書類 6月下旬の案内で確認いただくか、下記までお問い合わせください。

※申請書類等を紛失された場合などは、ご連絡ください。

※案内の届いた方でも、支給要件を満たさない場合は支給対象外となりますのでご了承ください。

臨時福祉給付金

①受け取れる方

住民税が課税されていない方
（※課税されている方の扶養親族等や生活保護の受給者等は除きます。）

②支給額

対象者1人につき 1万円
（基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当等受給者の場合は1人につき1万5千円）

■問い合わせ

健康福祉課福祉係 ☎86-0111

子育て世帯臨時特例給付金

①受け取れる方

平成26年1月分の児童手当を受けている
子育て世帯の方
（※所得が制限額以上の方は除きます。）

②支給額

児童手当の対象となる児童1人につき
1万円

■問い合わせ

健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212

経営所得安定対策に加入された農家の皆さんへ

ナラシ対策・ナラシ移行のための円滑化対策

申請のお知らせです

今年産の米、麦、大豆等の販売収入額の合計が、標準的収入額を下回った場合（米の価格が下がった場合にも該当することがあります）の手続きをお知らせします。

経営所得安定対策に加入された方がナラシ対策、ナラシ移行のための円滑化対策を申請するには平成27年4月の交付申請時に次の書類（写し）の提出が必要になります。

- ① 販売相手先ごとの出荷契約書
- ② 販売伝票
- ③ 農産物検査結果通知書
- ④ 米の生産数量目標通知書
- ⑤ インターネットやFAX等による注文販売の場合は注文書、送り状（代金請求書）、受領書 等

対象となる米

生産数量目標（補正があった場合は補正後の数量）の範囲内で、農産物検査3等以上（平成27年3月31日までに受検したもの）の格付けがされ

たもの、平成27年3月31日までに販売契約したものであって、同年4月1日以降に引き渡すものも対象となります。（加工用米・新規需要米・種子用等を除く）

申請に当たって

ナラシ対策・ナラシ円滑化対策の申請を予定している方は、26年産米の出荷契約書、販売伝票、農産物検査結果通知書等については、確実に保管しておくようお願いいたします。詳しい手続き等については、改めてお知らせします。



■問い合わせ

産業振興課農業振興係
☎85-6107
東北農政局山形地域センター
経営所得班
☎023-622-17247